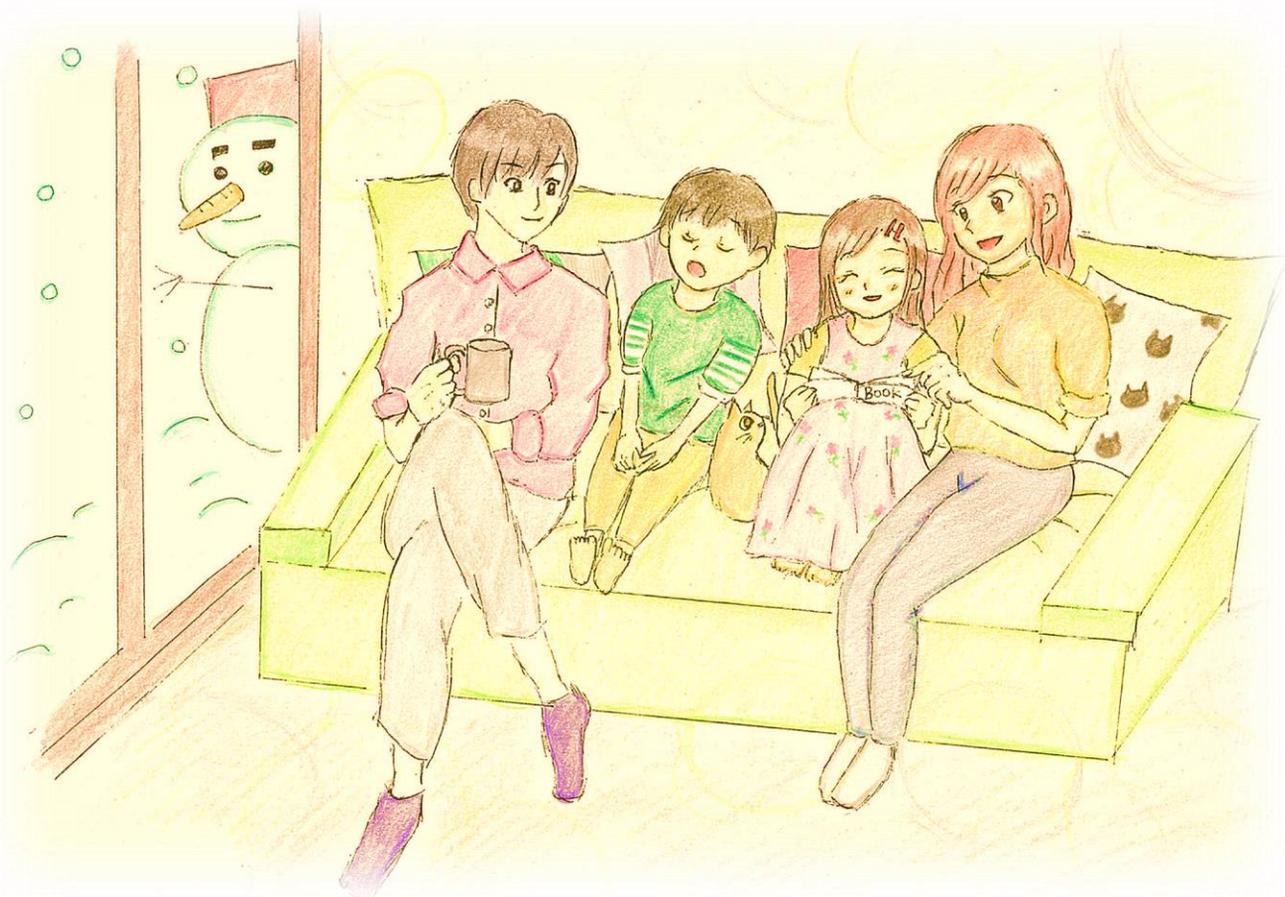




せんだい健幸省エネ住宅 補助金（部分改修向け）

申請の手引き

（令和6年度版）



環境局脱炭素政策課

目次

1. 目的	1-
2. 補助内容等	1-
①補助対象事業となる要件等	1-
②補助上限額と補助額の算定方法	2-
③補助対象住宅となる要件	3-
④補助対象者となる要件	4-
⑤補助対象経費	4-
3. 申請及び実績報告期限	5-
4. 申請及び実績報告の流れ	5-
5. 交付申請兼実績報告に必要な書類	6-
6. 交付申請兼実績報告書類の記入例	9-
様式第1号（表面）記入例	9-
様式第1号（裏面）記入例	10-
様式第2号記入例	11-
見積書の記入例	13-
建物平面図の記入例	15-
様式第3号－1 記入例	17-
様式第3号－2 記入例	18-
出荷証明書（参考様式）記入例	21-
7. 補助金交付額の確定	24-
8. 補助金の交付請求	24-
9. 補助金の支払い	24-
10. 取得財産の管理・処分	25-
11. 申請手続き代行事業者の公表	25-
12. 補助事業完了後の市への協力	25-
13. 請求書の記入例	26-
Q & A	27-

1.目的

「仙台市地球温暖化対策推進計画（2021-2030）」に基づき、仙台市域における温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱住宅化を促進するため、事業に要する経費の一部を補助するもの。

2.補助内容等

① 補助対象事業となる要件等

改修部位	対象事業の要件等
共通	・ 令和6年4月1日以降に断熱改修に着手 した工事であること
窓	・ 工事の方法が内窓設置（既存窓は、金属製建具、単板ガラスとみなす）、外窓交換であること ・ 熱貫流率（※1）1.9以下とする工事であること ・ 既存建築物に設置された外気と直接接している窓の改修であること ・ 窓は国の「先進的窓リノベ2024事業」登録製品であること ・ 玄関扉でないこと ・ 過去に仙台市の補助金の交付を受けた窓でないこと ・ 外窓交換の場合、既存窓を取り除き、同位置に新たな窓を設置するものであること
床	・ 既存の断熱材は含めず、新しく導入する断熱材が平均熱抵抗値（※2）1.0以上の改修工事であること （基礎断熱の場合は、平均熱抵抗値（※2）0.5以上とする改修工事であること）
壁、屋根又は天井	・ 既存の断熱材は含めず、新しく導入する断熱材が平均熱抵抗値（※2）2.0以上の改修工事であること ・ 屋根又は天井の場合、既存建築物に設置された外気と直接接している部分の改修であること ・ 天井断熱の場合、最上階以外は床として申請してください

（※1）ガラス中央部ではなく、建具も含めた熱貫流率で性能を評価します。

（※1）内窓設置の場合は、二重窓全体（既存窓（金属製建具、単板ガラスとみなす。）と内窓）での熱貫流率で性能を評価します。

（※2）平均熱抵抗値については、2ページ参照。

② 補助上限額と補助額の算定方法

交付する補助金の上限額は、改修部位ごとに以下のとおりです。

a. 床、壁、屋根、天井

部位	平均熱抵抗値	補助上限額
床	1.0以上 (0.5以上) ※1	200,000円※2
壁	2.0以上	
屋根、天井	2.0以上	

※1 () 内は基礎断熱の場合の値です (平均熱抵抗値の算定方法については、下図参照)。

※2 床、壁、屋根、天井のうち2つ以上を断熱改修する場合も、上限額は最大で200,000円となります。

b. 窓

熱貫流率	補助上限額
1.9以下	100,000円

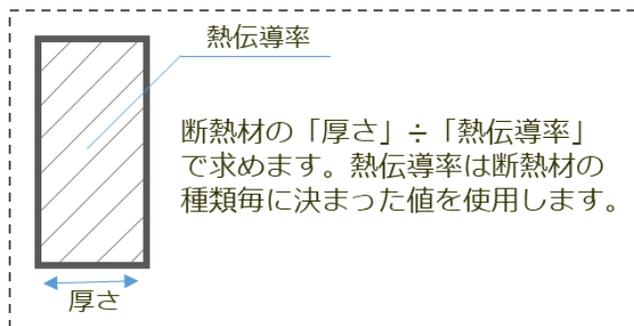
※平均熱抵抗値や熱貫流率が基準値を下回る場合は、補助対象となりません。

※ aとbの両方の改修工事を行った場合は、最大300,000円が補助額となります。

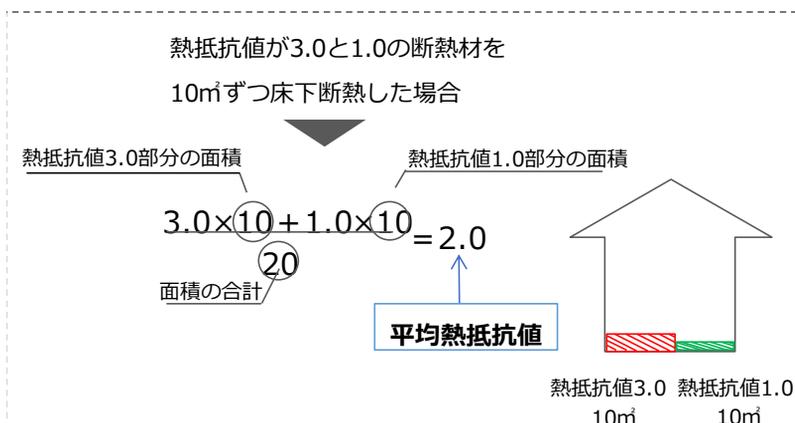
※同一年度内1回限りの申請となります (1回の申請で住宅1棟分のみ申請可能です。)。

<平均熱抵抗値の算定方法>

① 熱抵抗値を求める ▶

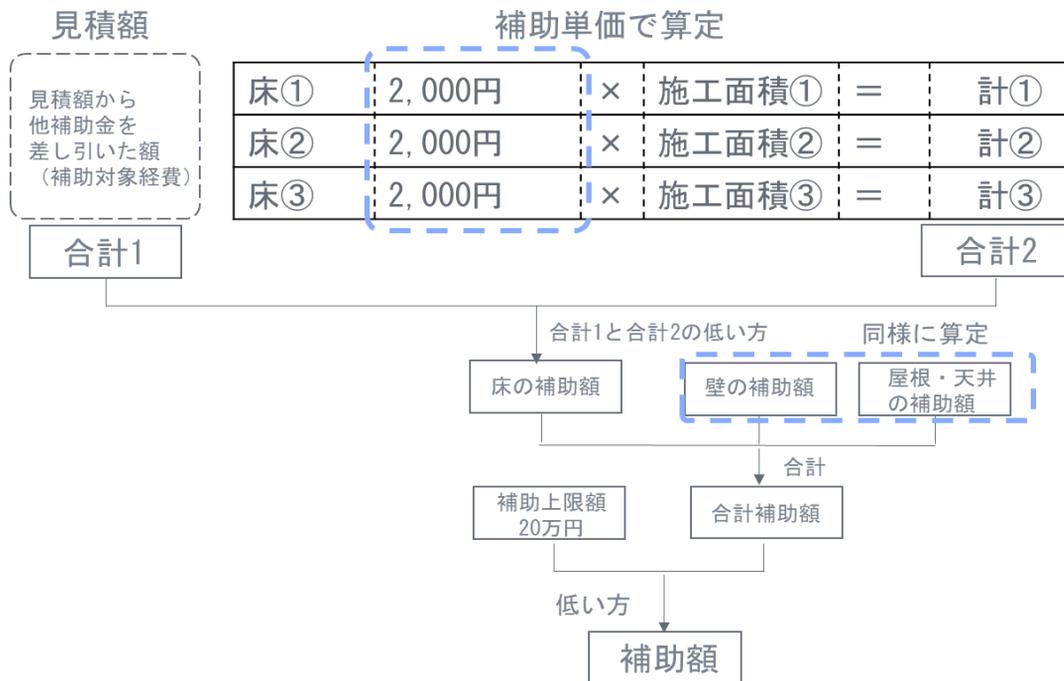


② ①の結果を用いて平均熱抵抗値を求める (床断熱の場合) ▶

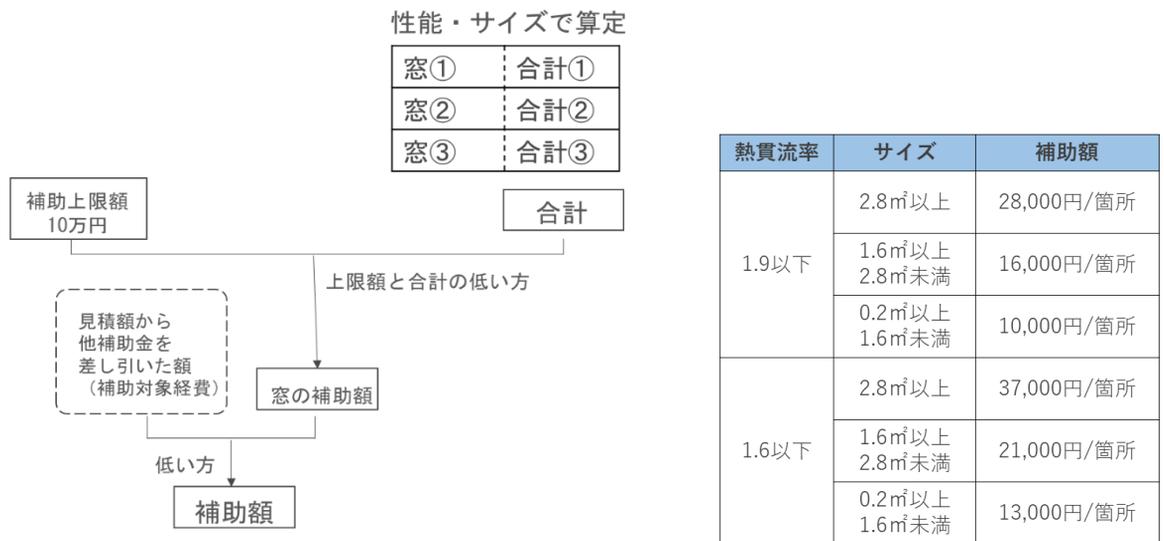


<補助額の算定方法>

a. 床、壁、屋根、天井：補助単価（一律2,000円／㎡）×施工面積
 (例) 床断熱の場合



b. 窓：性能・サイズごとに定額



熱貫流率	サイズ	補助額
1.9以下	2.8㎡以上	28,000円/箇所
	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円/箇所
	0.2㎡以上 1.6㎡未満	10,000円/箇所
1.6以下	2.8㎡以上	37,000円/箇所
	1.6㎡以上 2.8㎡未満	21,000円/箇所
	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000円/箇所

③ 補助対象住宅となる要件

対象住宅となる要件	
□	市内にある居住の用に供されている住宅 又は市内にある居住の用に供する予定の既存住宅（※） (※) 既存住宅とは、人の居住の用に供したことのある住宅のこと

④ 補助対象者となる要件
以下のすべてに該当する個人

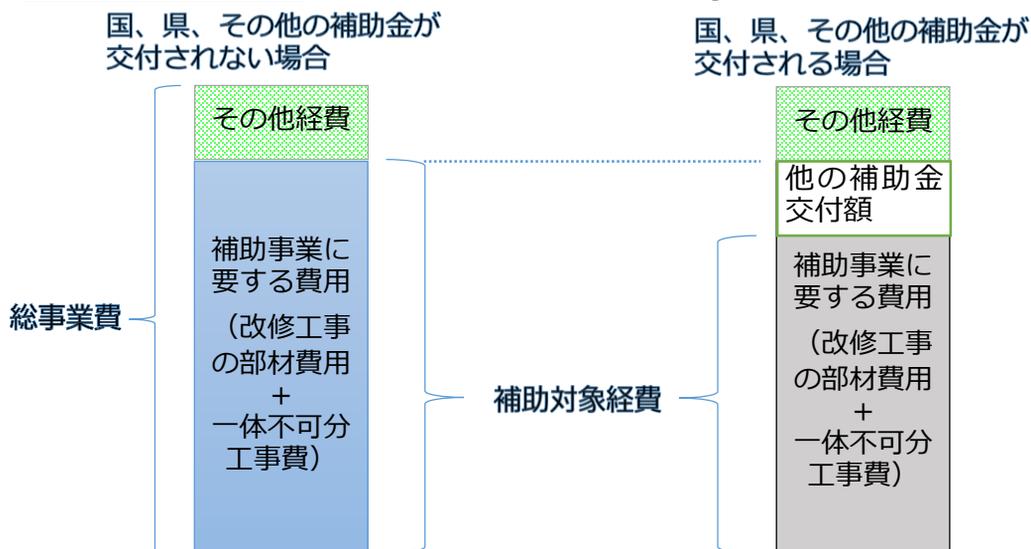
対象者となる要件	
<input type="checkbox"/>	・補助対象住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族（※1） （※1）他に所有者がいる場合、全ての所有者から同意が得られている必要があります
<input type="checkbox"/>	・市内に住所を有する方（※2） （※2）住宅の所有者が単身赴任等により市外に住所を有している場合、当該住宅に配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該住宅の所有者による申請が可能です
<input type="checkbox"/>	・仙台市の市税を滞納していない方
<input type="checkbox"/>	・暴力団等と関係を有していない方
<input type="checkbox"/>	・同一年度内に申請を行っていない方
<input type="checkbox"/>	・補助対象事業について、仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方

⑤ 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、補助事業に要する費用（税抜金額）に限ります。

※国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。

※この補助金の交付を受けた後に、補助対象事業について、国、県その他の団体から補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額が分かる書類を速やかに環境局脱炭素政策課へ提出してください（32ページのQ30を参照。）。



○一体不可分工事費の例

- <窓断熱> 既存サッシ撤去費（外窓交換の場合）、搬入費、サッシ取付費、ふかし杵費 等
- <窓以外の断熱> 解体工事費、搬入費、下地張り費、フローリング・タイル・クロス張り費 等

○その他経費（補助対象外経費）の例

- 諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、処分費（廃材処分費、既存窓処分費等）、振込手数料、清掃費、補助事業に対して一体不可分ではない工事費（<窓断熱>：網戸設置、カーテンレール移設、窓枠塗装、和紙調フィルム加工等）等

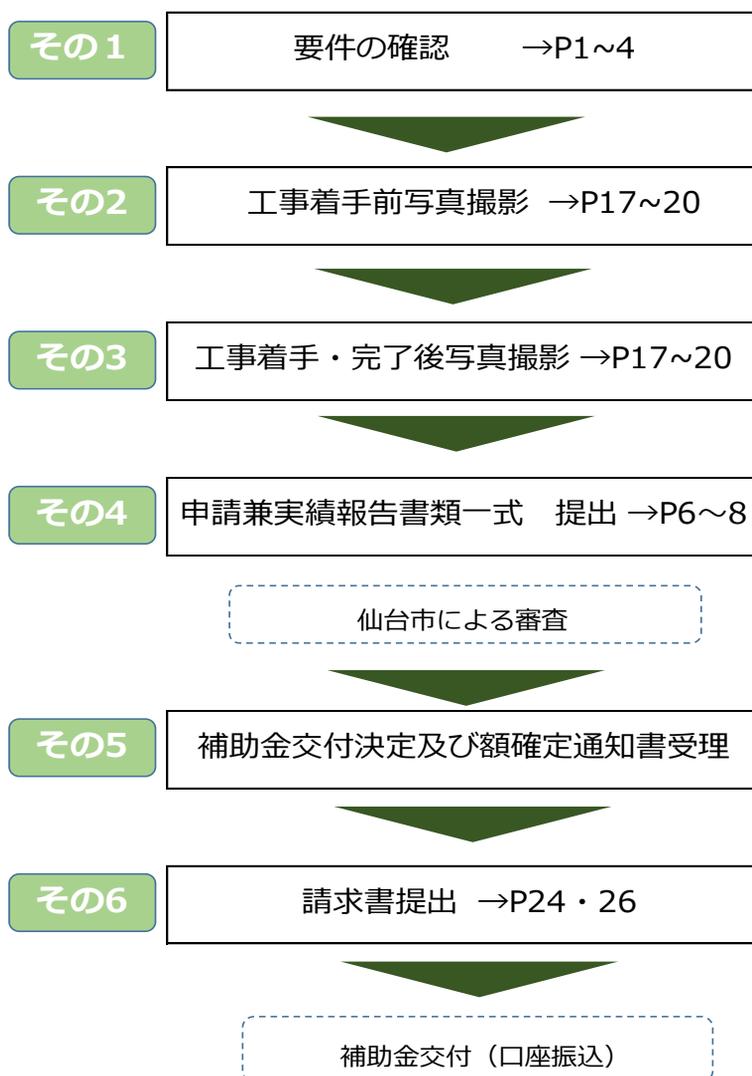
3.申請及び実績報告期限

各回必着。予算が無くなり次第終了

- 第1回：令和6年5月15日（水）～6月28日（金）
- 第2回：令和6年8月15日（木）～9月30日（月）
- 第3回：令和6年11月15日（金）～12月27日（金）
- 第4回：令和7年2月3日（月）～2月14日（金）

- ※ 受付期間は4回を予定していますが、予算がその前になくなった場合は、その回で受付を終了し、以降の回については受付しません
- ※ **工事完了後の申請**となります（申請時は**工事前の写真**が必要です。）
- ※ **令和6年4月1日以降に断熱改修に着手した工事を対象**とします（工事の契約締結日は問いません）
- ※ 各回の受付期間中において、全体の予算額を申請額が上回った場合は、抽選を行います
- ※ 募集期間ごとに予算の配分は行いません
- ※ 工事の施工業者等に申請手続きの代行を依頼しても構いません

4.申請及び実績報告の流れ



5. 交付申請兼実績報告に必要な書類 (1/3)

下表の必要書類を郵送により環境局脱炭素政策課あてご提出ください
(記入例は9ページ以降参照、送付先は最終ページの「提出・問い合わせ先」参照)。

	書類名	備考
①	補助金交付申請兼実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 ・余白に捨印を押印していれば、軽微な間違い等は訂正することが可能です。
②	補助額算定表	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号
③	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
④ ※	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が建物所有者の配偶者または一親等の親族の場合のみ ・住民票または戸籍全部事項証明書等の原本
⑤	建物の登記事項証明書 (登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記簿謄本の原本 (登記情報提供サービスなどネットでの出力は不可) ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
⑥	工事請負契約書 (又は工事請書と注文書のセット) の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名、住所、改修工事場所、工事着工日、完了日、押印等を確認できること ・申請者名義の契約であること ・改修工事着手日が令和6年4月1日以降であること
⑦ ※	工事着工完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書 (または工事請書) で工事着工日、完了日が確認できない場合のみ ・参考様式①の内容に準ずるもの
⑧	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者あての見積書であること ・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること ・「補助額算定表 (様式第2号)」に対応する工事箇所番号が記載されていること ・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの ・窓断熱改修の場合は、窓ごとの寸法が記載されていること ・窓以外の改修の場合は、施工面積、断熱材の厚さが記載されていること

5.交付申請兼実績報告に必要な書類（2/3）

	書類名	備考
⑨ ※	窓の性能区分や製品型番が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・窓断熱改修を実施する場合のみ提出 ・国の補助事業（先進的窓リノベ2024事業）の対象製品一覧または性能証明書等（対象は登録製品に限る）
⑩	建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図上に、「補助額算定表（様式第2号）」に対応する<u>工事箇所番号が記載</u>されていること ・外窓交換の場合は、<u>工事前後の図面</u> ・改修箇所を含むフロア全体のもの（1階の部屋を一部断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要）
⑪	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名（フルネーム）及び改修工事に要する費用を負担したことが分かるもの
⑫	建物全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号－1 ・工事後の建物全景のカラー写真
⑬	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号－2 ・工事前、工事後の改修箇所ごと全体のカラー写真 ・「補助額算定表（様式第2号）」に対応する<u>工事箇所番号が記載</u>されていること <p>【窓断熱改修の場合】 窓ごとに室内から撮影すること。 また、内窓設置の場合は、内窓を半分開けるなどし、二重窓と分かるように撮影すること。</p> <p>【窓以外の断熱改修の場合】 工事箇所ごとに撮影すること。 工事前写真は仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を、工事後写真は断熱材の施工を完了し、仕上げ材施工前の断熱材が見える状態で撮影すること。</p>
⑭	出荷証明書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式（21～23ページ参照）の事項が記載されていること

5.交付申請兼実績報告に必要な書類（3/3）

	書類名	備考
⑮ ※	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付日が交付申請兼実績報告の提出前30日以内のもの ・ 区役所、総合支所で交付を受けてください。 ・ 「補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）」において、市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑯ ※	他の補助金の額が分かる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の補助金を受給する場合のみ提出 ・ 補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者氏名、金額の分かるもの）
⑰ ※	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する場合のみ提出

※該当する場合のみ

- ・ 提出書類はA4サイズ又はA3サイズ折り込みで提出してください。
- ・ 提出書類について問い合わせをする場合がありますので、写しを保管してください。

6. 交付申請兼実績報告書類の記入例

様式第1号（表面）記入例

様式第1号（1/2 枚）

捨印を押印してください。



せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)交付申請兼実績報告書

(あて先) 仙台市長

申請書を提出する日付を記入してください。

令和6年 6月 15日

平日日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

フリガナ	センダイ タロウ	
氏名	仙台 太郎	
住所	(〒 980 - 8671) 仙台市青葉区二日町〇番〇号	
電話番号	(022) 123 - 4567	
補助事業を実施する建物の所有者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 1親等の親族(親・子) ※1親等の親族には、配偶者を含みます。その他の親族は申請できません。	

申請に係る書類はすべて同じ印を使用してください。

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条、せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助対象事業を実施する建物	名称	仙台太郎宅
	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる(以下に記入) せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)を申請することについて、すべての所有者から同意を得ていますか。 <input type="checkbox"/> 同意を得ました
2 建物の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改修(窓) <input checked="" type="checkbox"/> 部分改修(床) <input type="checkbox"/> 部分改修(壁) <input type="checkbox"/> 部分改修(天井・屋根)	補助額算定表(様式第2号)のとおり
		65,000円
6 市税納付状況確認※	<input checked="" type="radio"/> 1 同意します <input type="radio"/> 2 同意しません ⇒ 証明書の添付が必要	私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を環境局脱炭素政策課が税務担当課に照会

該当する箇所をチェックを入れてください。

補助額算定表(様式第2号)における「補助金額合計」と同じ金額を記載してください。

該当する箇所に〇をつけてください。同意しない場合は証明書の添付が必要です。

※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞りなく納付(滞りなく納付した日付を証明する書類を添付)の交付を受けてください。(1通30日以内)

様式第2号記入例

(例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

補助額算定表 (部分改修用)

小数点第4位以下の
端数切捨て

1 床、壁、屋根・天井について、補助単価を用いて算定

(1) 床断熱

・床下断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値R (㎡K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (㎡)	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1	ボード系断熱材	押出法ポリエスチレンフォーム保温版3種a	0.028	50	1.79	7,425	×	8,000	59,400	2,000	118,800
2							×				
3							×				
4							×				
5							×				
6							×				
7							×				
8							×				
9							×				
10							×				
平均熱抵抗値R					1.79				59,400	計①	118,800

必要事項を記載
(見積書や出荷証明書
と記載を対応させる)

・基礎断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値R (㎡K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (㎡)	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1							×				
2							×				

基礎断熱を実施した
場合は記載

(参考) 施工面積の測り方



工事費のうち、対象となる経費 (税抜金額) (P4参照) を記載 (見積書の金額に対応させる)	対象床における断熱工事の見積額③	1,248,696
	補助金控除後の補助対象経費④ ((③)-(⑤))	1,248,696
	仙台市以外の補助金額合計⑤	0
	対象床に対する県の補助金額	
	対象床に対する国の補助金額	
	対象床に対するその他補助金額	
	床断熱における補助額⑥ ((①)+(②)+(④)のうち低い額)	118,800

工事費のうち、対象となる経費 (税抜金額) (P4参照) を記載 (見積書の金額に対応させる)

他の補助金が交付される場合は記載

床断熱における補助額

2 補助上限額と1の算定結果 ((⑥)+(⑩)+(⑬)) を比較し、低い方を補助額とする

床、壁、屋根・天井の補助上限額⑩	200,000
補助額⑬ ((⑥)、⑩、⑬の合計と⑩のうち低い額 (千円未満の端数切捨て))	118,800

床、壁、屋根・天井における補助合計額

様式第2号記入例

(例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

国補助事業において登録されている製品の場合は、製品型番を記載

小数点第4位以下の端数切捨て

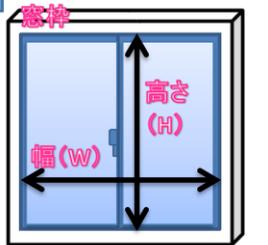
3 窓について、補助額を算定

窓面積：小数点第4以下切り捨て

箇所番号	工法	建具の材質	ガラスの種類	中空層厚さ (mm)	先進的窓ノベ性能区分	熱貫流率U (W/m ² ・K)	窓サイズ (mm)			窓面積 (m ²)	補助額	先進的窓ノベ登録製品型番
							幅	×	高さ			
1	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	S	1.6以下	2,560	×	1,800	4.608	37,000	123AAAAAA
2	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	S	1.6以下	1,650	×	1,800	2.970	37,000	123AAAAAA
3								×				

(参考) 窓面積の測り方

内窓設置・・・設置予定の内窓の面積
外窓交換・・・交換後の窓の面積



必要事項を記載 (見積書や出荷証明書と記載を対応させる)

窓の補助上限額⑳

100,000

補助額㉑ (⑱と⑳のうち低い額)

74,000

対象窓における断熱工事の見積額㉒

297,120

工事費のうち、対象となる経費 (税抜金額) (P4参照) を記載 (見積書の金額に対応させる)

金控除後の補助対象経費㉓ (㉒-㉔)

297,120

山台市以外の補助金額合計㉕

0

対象窓に対する県の補助金額

対象窓に対する国の補助金額

対象窓に対するその他補助金額

窓断熱における補助額㉖ (㉑と㉓のうち低い額 (千円未満の端数切捨て))

74,000

他の補助金が交付される場合は記載

金控除後の補助対象経費合計 (床、壁、屋根)

窓断熱における補助額

1,545,816

補助金額合計 (床、壁、屋根・天井、窓)

192,800

【補助金額合計の算出方法】

部位ごとの補助額 (千円未満の端数切捨て) を合計

(例)

118,000円 (床断熱における補助額) +
74,000円 (窓断熱における補助額)
= 192,800円

【補足】 壁断熱を実施する場合

寸法 (mm)			壁面積 (m ²)	壁面積のうち、窓など、断熱材が入らない部分の面積 (m ²)	施工面積 (m ²)	補助額 (円)
幅	×	高さ				
	×					
	×					

断熱材を入れる壁に面した窓など、断熱材を入れない部分があれば、その部分の面積 (m²単位、小数点第4位以下の端数切捨て) を記載

見積書の記入例

- 申請者あての見積書と分かるようにしてください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください。
- 窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください。

仙台 太郎 様

申請者あての見積書と分かること

◆床断熱工事の場合

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額		
1.解体工事							
既存巾木撤去		手間	36	m	570	20,520	
既存フローリング撤去	厚12~15mm	〃	59.4	m ²	1,740	103,356	
床組（根太）撤去		〃	59.4	m ²	1,520	90,288	
1.小計						214,164	
2.床工事							
新規床組	根太組@303mm	材工共	59.4	m ²	3,960	235,224	
床下地張り	針葉樹構造用合板 厚12mm	〃	59.4	m ²	2,730	162,162	
複合フローリング	単板張り 厚12×幅303×長1818mm	材料費	59.4	m ²	4,900	291,060	
複合フローリング張り		手間	59.4	m ²	2,210	131,274	
木製幅木取付け	米ツガ無節 厚12×高60mm	材工共	36	m	1,050	37,800	
断熱工事 床①	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a 厚50mm	〃	59.4	m ²	2,980	177,012	
2.小計						1,034,532	
合計						1,248,696	
諸経費	工事箇所番号を記入			断熱材の種類と厚さを記載する		施工面積を記載する	187,304
総計	(建物平面図にも記載)						1,436,000

仙台 太郎 様

申請者あての見積書と分かること

◆壁断熱工事の場合

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額		
1.解体工事							
既存壁解体	石こうボード撤去	手間	125	m ²	1,090	136,250	
1.小計						136,250	
2.壁工事							
壁石こうボード張り（GB-R）	厚12.5mm 不燃 継目処理	材工共	125	m ²	2,350	293,750	
断熱工事 壁 壁①	高性能グラスウール断熱材16K 厚105mm	〃	125	m ²	1,880	235,000	
クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	125	m ²	1,200	150,000	
2.小計						678,750	
合計						815,000	
諸経費	工事箇所番号を記入			断熱材の種類と厚さを記載する		施工面積を記載する	163,000
総計	(建物平面図にも記載)						978,000

見積書の記入例

- 申請者あての見積書と分かるようにしてください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください。
- 窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください

仙台 太郎 様

◆天井断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存天井解体	石こうボード撤去	手間	49	m ²	1,360	66,640
野縁組撤去	木製野縁	〃	49	m ²	810	39,690
1.小計						106,330
2.天井工事						
新規野縁組	天井野縁組（吊木共）	材工共	49	m ²	10,500	514,500
天井石こうボード張り（GB-R）	厚9.5mm 準不燃 継目処理	〃	49	m ²	2,300	112,700
天井断熱工事	天井① ロックウール断熱材 厚155mm	〃	49	m ²	2,170	106,330
天井クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	49	m ²	1,200	58,800
2.小計						792,330
合計	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			898,660
諸経費	(建物平面図にも記載)					179,340
総計						1,078,000

仙台 太郎 様

◆窓（カバー工法）の場合

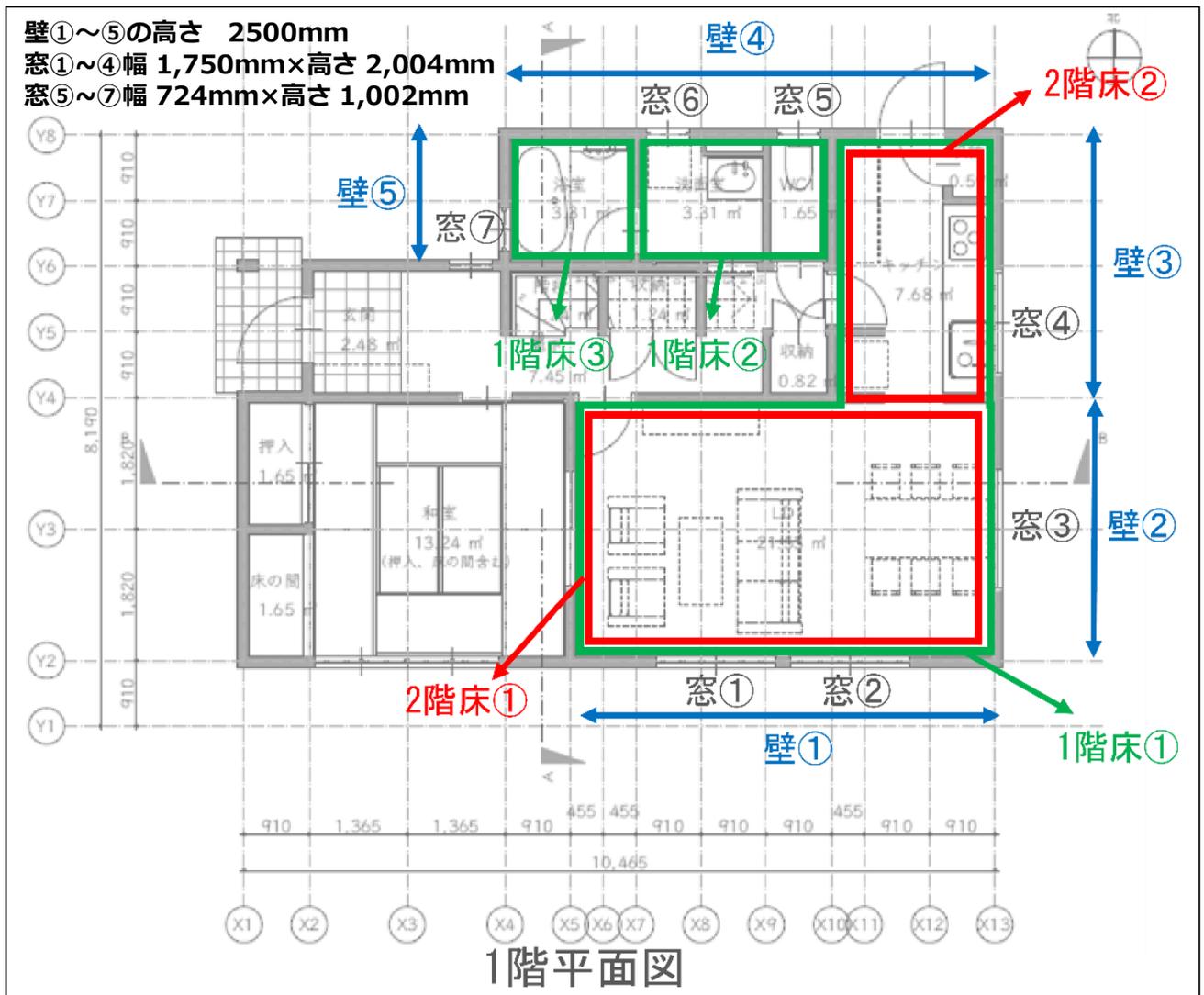
申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
既存サッシ撤去	障子（ガラス含む）のみ	手間	2	箇所	5,250	10,500
樹脂サッシ	窓① リビング 幅2560×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	材工共	1	箇所	137,400	137,400
樹脂サッシ	窓② 和室 幅1650×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	〃	1	箇所	82,620	82,620
サッシ取付け	カバー工法 コーキング含む	手間	2	箇所	33,300	66,600
合計	窓ごとに寸法（幅、高さ）を記載する					297,120
諸経費	工事箇所番号を記入					58,880
総計	(建物平面図にも記載)					356,000

建物平面図の記入例

- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
(壁の場合は、高さも記載してください。)
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。
(下記例の場合、壁④の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑤、⑥の寸法を記載)

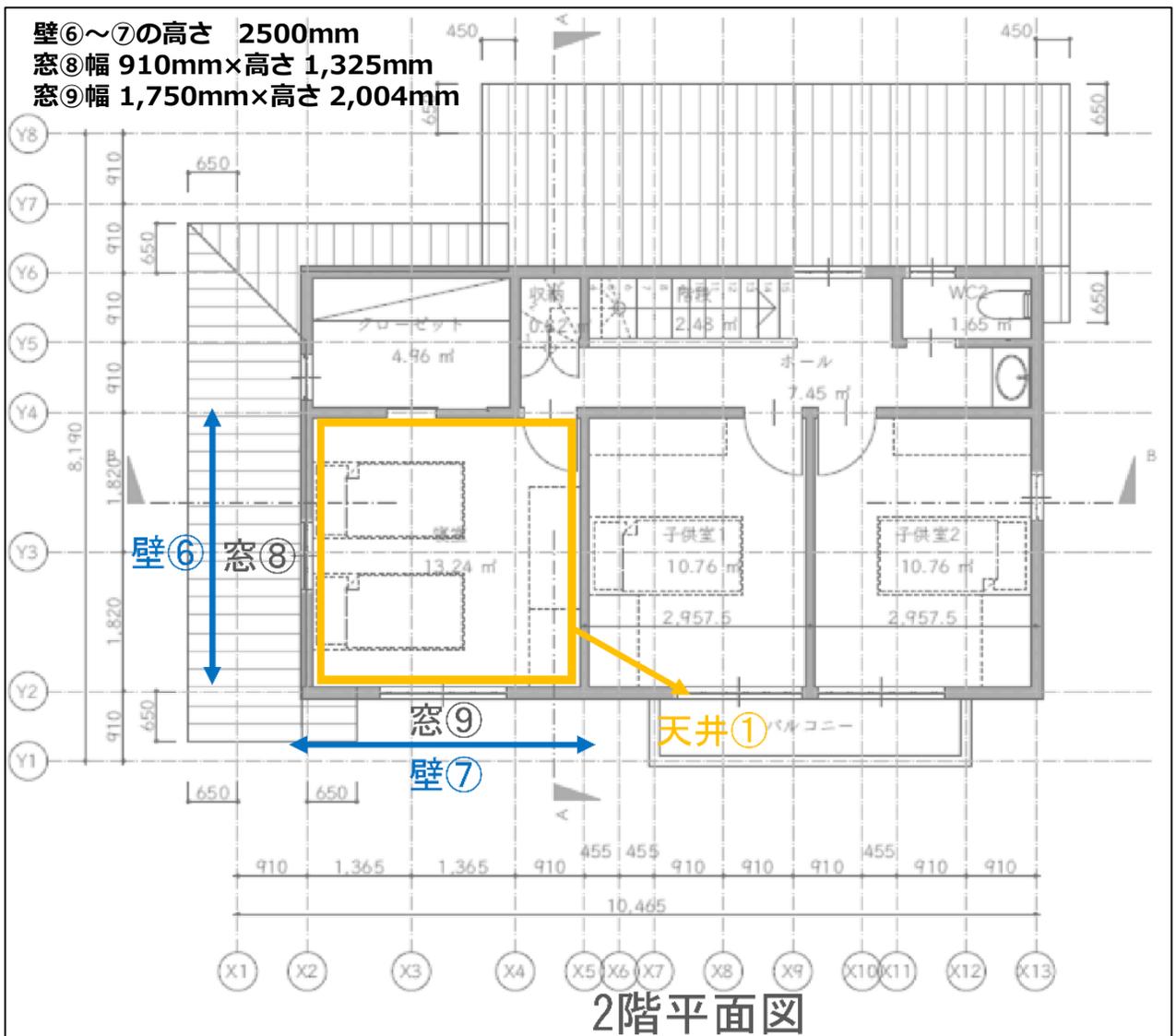
(例) 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合



建物平面図の記入例

- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
(壁の場合は、高さも記載してください)
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。
(下記例の場合、壁⑥の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑧の寸法を記載)

(例) 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合



せんだい健幸省エネ住宅補助金（改修向け） 工事写真

申請者 仙台 太郎

建物全景

【工事後】



・建物の全体が見えるように撮影してください

・改修箇所が写らなくてもかまいません

・マンション等の場合は該当の部屋が写らなくてもかまいません

※写真が分かり難い場合は再提出をお願いする場合がありますので、申請の手引きの注意事項を確認して撮影してください。

※工事前写真が要件を満たさない場合は補助金を交付できませんので、十分注意してください。

様式第3号-2記入例

窓断熱の場合

工事箇所番号 窓 1

- ・必ず室内側から撮影してください
- ・正面ではなく斜めから窓を撮影してください
- ・工事箇所毎に1枚撮影してください
- ・カーテンは開けた状態で撮影してください

工事箇所毎に番号を記載してください

※「補助額算定表（様式第2号）」と番号を対応させること

【工事前】

補助対象機器等全体

写
要
・
さ
・



【工事後】

補助対象機器等全体

- ・必ず、室内側から撮影してください
- ・工事前、工事後は同じ角度で撮影してください
- ・窓全体が見えるように撮影してください
- ・内窓の場合は二重窓であること分かるように（内窓を半分開けて引き違えなど）撮影してください
- ・写真を引き伸ばさず等の加工はしないでください
- ・カーテンは開けた状態で撮影してください

だ



※写真が分かり難い場合は再提出をお願いする場合がありますので、注意事項を確認してから撮影してください。

窓断熱の場合

【悪い例】

※写真を撮り直していただくか、撮り直しができない場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。



・外窓が確認出来ない



・カーテンで窓が確認出来ない



・窓全体が確認出来ない
・写真がぼやけて確認出来ない

その他

・室外から撮影している
・写真を加工している 等

窓以外の断熱改修の場合

工事箇所番号 **床** **1**

断熱材の種類毎及び施工部位毎（床・壁・天井毎）に代表的な施工写真を撮影してください

工事箇所部位・番号を記載してください。
※「補助額算定表（様式第2号）」と番号を対応させること

【工事前】

断熱材無し

・工事前の断熱材の種類、厚さを分かる範囲で記載してください



・工事後の断熱材の種類、厚さを記載してください
・施工する断熱材を全て記載してください

【工事後】

①押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種厚30mm
②フェノールフォーム板1種2号厚50mm

・同じ箇所に断熱材を複数使用する場合は、使用する断熱材が全て見えるように撮影してください
・仕上材施工前の断熱材を撮影してください。



出荷証明書（参考様式）記入例

窓以外の断熱改修の場合 ※ボード系又は繊維系断熱の場合

原則、元請事業者への販売事業者（商流上の直前店）が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

製品出荷（施工）証明書

2023年 6月 16日

元請事業者への販売事業者名（商流上の直前店）を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号 印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

申請者と契約締結している事業者を記入してください。

社印を押印してください。（押印を省略する場合は担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先を記載してください）

元請事業者名：(株)健幸省エネ住宅工務店 様

出荷日：2023年 6月 1日

申請者名：断熱 太郎 様

工事場所：仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	製品寸法(mm)		数量	厚さ(mm)	熱伝導率(W/m・K)	熱抵抗値(m ² ・K/W)	(参考)※工事箇所番号
		幅	長さ					
〇〇〇〇	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a	910	1,820	35	50	0.028	1.79	床①
△△△△	高性能グラスウール断熱材16K	810	11,000	15	105	0.038	2.76	壁①
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						

小数点第3位まで記載

小数点第2位まで記載

「補助額算定表（様式第2号）」や見積書、建物平面図等と対応させてください

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方（申請者または代行申請者）が記入しても構いません。

窓以外の断熱改修の場合 ※吹込み又は現場発泡吹付け断熱の場合

製品出荷(施工)証明書

2023 年 6 月 16 日

原則、実際に吹込み・吹付けを行った事業者が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

吹込み・吹付けを行った業者名を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号

印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

申請者と契約締結している事業者を記入してください

社印を押印してください。
(押印を省略する場合は担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先を記載してください)

元請事業者名 : (株) 健幸省エネ住宅工務店 様
 出荷日 : 2023 年 6 月 1 日
 申請者名 : 断熱 太郎 様
 工事場所 : 仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	施工使用量(mm) 幅×長さ		施工厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	熱抵抗値 (m ² ・K/W)	(参考)※ 工事箇所 番号
○外壁 改修部位毎に作成してください							
〇〇〇〇	吹付け硬質ウレタンフォームA種1	3,500	× 2,500	105	0.029	3.62	壁①
			×				
			×				
			×				
			×				
○屋根・天井							
△△△△	吹込み用グラスウール10K	6,000	× 4,500	200	0.052	3.85	天井①
			×				
			×				
			×				
			×				
○床または基礎							
			×				
			×				
			×				
			×				

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方(申請者または代行申請者)が記入しても構いません。

7.補助金交付額の確定

交付申請兼実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付決定及び額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。

なお、補助対象事業の実施を確認するために、現地調査を行う場合があります。

8.補助金の交付請求

交付決定及び額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書（様式第6号）」を郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください（記入例は26ページ、送付先は最終ページ「提出・問い合わせ先」を参照）。

【注意点】

- ・補助金を振り込む口座は、申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。
- ・便宜上、交付申請兼実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、**修正不可**となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

9.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ・補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- ・特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間をいただく場合があります。

10.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した機器を処分しようとするときは、あらかじめ「補助金財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

11.申請手続き代行事業者の公表

補助金の代行申請を行った事業者については、掲載に同意しない場合を除き、市ホームページに掲載し公表いたします（掲載に同意しない場合は、「補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）」の裏面「同意しない」欄にチェックしてください（10ページ参照）。

12.補助事業完了後の市への協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

13. 請求書の記入例

様式第6号

せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)

請求日の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

年 月 日

(あて先) 仙台市長

※請求日について、誤りがあった場合修正できませんのでご注意ください

申請者

氏名	フリガナ センダイ タロウ 仙台 太郎
電話番号	(〒 980-8671) 仙台市青葉区二日町〇番〇号 (022) 214 - 〇〇〇〇

交付決定及び額確定通知書に記載されている日付や番号を記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

令和●●年●●月●●日付仙台市(▲▲環脱政)指令第■■■■で交付決定及び額確定通知がありました標記の補助金について、せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)交付要綱第12条を請求します。

交付決定及び額確定通知書に記載されている補助確定額を記入してください。

コンマ(数字の区切り)を記入しないでください

請求金額	¥	1	0	0	0	0	0	円
金融機関名	●● 銀行 ●● 店							
種別	1. 普通預金 2. 当座預金							
No.	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	センダイ タロウ							
口座名義	仙台 太郎							

請求金額の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。

- ※口座名義人は申請者と同一名義としてください。
- ※首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。
- ※首標金額及び請求日について、誤りがあった場合、再度提出

申請者ご本人名義の振込口座を指定してください。

Q&A

① 補助対象事業について

【共通】

Q1	令和6年3月31日以前に工事着手しましたが、補助対象にならないのでしょうか。
A1	補助対象となる事業は、令和6年4月1日以降に工事着手した改修工事となりますので、令和6年3月31日以前に工事着手した改修工事は、補助対象となりません。
Q2	壁と窓の断熱改修を実施します。それぞれに対して補助金が出ますか？
A2	それぞれに対して補助金が交付されます（ <u>一度の申請で、壁と窓両方を申請する必要があります。</u> ）。それぞれの補助単価、施工面積から補助金額を計算し、それぞれの上限額の範囲内で、補助金額を合計し交付します（補助額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額（補助対象経費に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。）。
Q3	自分で改修工事を行う場合は補助対象になりますか。
A3	対象になりません。専門の工事業者が改修工事を行う場合が対象となります。

【窓断熱改修工事】

Q4	窓断熱改修工事は、住宅の全ての窓を改修しないと補助対象になりませんか？
A4	全ての窓の改修をしなければならないという条件はありません。ただし、断熱性能向上のためには、同一居室内の全ての窓を断熱改修することをお勧めします（窓以外の断熱改修についても、同様です。）。
Q5	サンルーム内の窓を改修する場合は補助対象になりますか？
A5	サンルーム内の窓は外気に直接接していないため対象になりません。

Q6	一箇所の窓に対して、外窓交換と内窓設置をする場合、どちらが補助対象になりますか。
A6	外窓交換か内窓設置か、どちらか一方に補助することになります。選択して申請してください。

Q7	勝手口は補助対象になりますか？
A7	窓断熱改修の補助対象になります。なお、玄関扉は対象外です。

Q8	窓を新設した場合は補助対象になりますか？
A8	対象になりません。外窓交換の場合は、既存の窓を取り除き同位置に新たな窓を設置するものが補助の対象となります。1枚の既存窓を取り除いた場合、新設窓も1枚のみ申請可能です。

Q9	カバー工法の窓も補助対象になりますか。
A9	要件を満たす場合は、対象となります。外窓交換として申請してください。

Q10	以前「仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金」の交付を受け、窓の断熱改修を実施しましたが、補助対象となりますか。
A10	「仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金」の補助対象となった窓については、本補助金の補助対象外となります。

【窓以外の断熱改修工事】

Q11	外気に接していない間仕切壁の断熱改修は補助対象になりますか。
A11	要件を満たす場合は対象になります。

Q12	1階の天井の断熱改修工事は補助対象になりますか。
A12	要件を満たす場合は対象になります。最上階以外の天井は、床として申請してください。

② 補助対象住宅について

Q13 集合住宅（アパートやマンションなど）における改修は対象になりますか？

A13 対象になります。ただし、他に所有者がいる場合は全ての所有者から同意が得られていること、集合住宅の共用部分を改修する場合は、集合住宅の管理規約等で認められている必要があります。

Q14 賃貸用集合住宅や二世帯住宅でも申請は可能ですか？

A14 賃貸用集合住宅や二世帯住宅でも申請は可能です。ただし補助金の上限額は補助対象となる改修部位や性能ごとに定められた金額となります。例えば、賃貸用集合住宅の窓断熱改修の場合、各戸で断熱改修を実施したとしても1棟当たりの上限額は10万円となります。

Q15 事業所（店舗や事務室など）における改修は対象になりますか？

A15 本補助金では対象となりませんが、「仙台市事業所断熱改修促進補助金」の対象となる場合があります。詳しくは脱炭素経営推進課（TEL022-214-8467）にお問い合わせください。

③ 補助対象者について

Q16 仙台市外に居住していますが、補助を受けることができますか？

A16 原則、受けることができません。
ただし、住宅の所有者が単身赴任等により市外に住所を有している場合、補助対象住宅（3ページ参照）に、当該所有者の配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該所有者は申請が可能です。

④ 申請手続き・書類について

Q17	個人による申請ではなく、事業者に代行申請を依頼してもいいですか？
A17	事業者による代行申請も可能です。
Q18	申込みに必要な書類はどこで入手できますか？
A18	仙台市ホームページでダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。
Q19	電子メールやFAXによる申請書類の提出は可能ですか？
A19	電子メールやFAXによる提出は受付できません。郵送により提出してください。（持参された場合、窓口では書類受け取りのみとし、審査や確認はいたしません。）
Q20	市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」とか「同意しない」はどういうことですか？
A20	「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納税状況を確認します（2週間程度かかります）。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行手数料300円）を申請書に添付してください。
Q21	建物の登記事項証明書の代わりに登記情報提供サービスから印刷したものでもよいですか？
A21	公印等の押印がないため、登記情報提供サービスから印刷したものは添付書類として不可です。

Q22	建物の登記事項証明書は現在事項証明書でも問題ないですか？
A22	問題ありません。現在事項証明書または全部事項証明書を提出してください。
Q23	登記事項証明書の権利部（甲区）に記載されている所有者の住所が住民票の住所と異なりますが、申請は可能ですか？
A23	登記事項証明書と住民票の住所が異なる場合は、登記事項証明書の住所から現在の住所までの異動履歴を証明する公的資料（戸籍の附票など）を追加で提出していただく必要があります。
Q24	値引き等の理由により契約書と見積書の金額が合わない場合、再度、契約金額に合わせた見積書を用意する必要がありますか？
A24	用意する必要があります。見積書は契約書と同じ金額のものを提出してください。
Q25	平面図は断熱改修する部屋の部分のみ提出していいですか？
A25	断熱改修する部屋を含むフロア全体が記載されているものが必要になります。例えば、1階にあるリビングの窓のみ断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要になります。
Q26	建築当時の図面は保有していますが、過去にリフォーム（間取り等の変更）を行っているため、現在の間取りと異なっています。リフォーム後の図面を提出する必要がありますか？
A26	リフォーム後の図面を提出してください。改めて図面を作成することが難しい場合は、建築当時の図面に変更内容が分かるよう手書き等で修正したものを提出してください。
Q27	窓断熱改修1箇所だけの申請でも建物全景写真を提出する必要がありますか？
A27	工事内容に関わらず工事後の建物全景写真は必ず提出する必要があります。

⑤ その他について

Q28	国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？
A28	補助対象経費を超えない範囲内で併用可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。
Q29	本補助金の交付を受けた後、補助対象事業について国から補助金を受けることになりました。どのような手続きが必要ですか？
A29	本補助金の交付後に国、県その他団体から補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額が分かる書類を速やかに環境局脱炭素政策課へ提出してください（本補助金の交付申請時に提出済みのものについては、提出不要です。）。 国、県その他団体から補助金の交付を受けたことにより、国、県その他団体からの補助金と本補助金の合計額が補助事業に要した費用を上回った場合、差額を返還していただくことがあります。
Q30	予算残額は公開していますか？
A30	予算残額は市ホームページで公表し、定期的に更新を行います。

提出・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F

TEL：022-214-8682

開庁日時 平日8時30分～17時15分

※交付申請兼実績報告書類は、**郵送にてご提出ください。**
持参された場合、書類の受け取りのみとさせていただきます、窓口での
審査や確認はいたしません。